

小城市子育てオフィス実証事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

小城市子育てオフィス実証事業業務委託公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)

(2) 業務の概要

乳幼児を持つ母親の仕事と子育ての両立支援を図るため、市内の空き店舗スペース等を活用し、託児スペースとコミュニティスペースを兼ね備えたオフィスを整備・運営する事業を実証事業として実施する。

(3) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

(4) 事業者の選定

審査は、提案書等を基にプレゼンテーションとヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定する。提案者が1者であっても、合格点(7割)に達している場合は、本プロポーザルは成立するものとする。

(5) 主催者

小城市

(6) 費用

本業務の委託等に係る提示上限額(税込み)は、以下のとおりとする。

26,427,000 円

<経費の概要>

①オフィス開設やスタッフを雇用するために必要なソフト経費:9,760,000 円

②オフィス仕様への改修や機器・備品の調達等に必要なハード経費:16,667,000 円

(7) 委託期間

業務委託契約締結の日から平成31年3月31日(日)まで

※地域再生計画と整合性を図るため、最低3年間(平成30年度～平成32年度)は、小城市子育てオフィス実証事業業務委託仕様書に記載の重要業績評価指標(KPI)及び検証内容を報告することを前提とする。

(8) 業務場所

ショッピングプラザ セリオ(佐賀県小城市牛津町柿樋瀬 1062-1)

2 委託の仕様書等

別に定める「小城市子育てオフィス実証事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)による。

3 提案に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市役所 総務部 総合戦略課

TEL 0952-37-6110 電子メール:sogosenryaku@city.ogi.lg.jp

4 提案者に必要な資格

企画提案に参加できる者は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1)法人格を有する団体であること。
- (2)小城市の市政、市勢、該当する施策等、小城市の実情を十分に理解していること。
- (3)小城市役所内および関連機関における関係者間の連携調整が実行できること。
- (4)子育てをする母親の就業支援事業やテレワークセンターの運営など本業務と同種あるいは類似する業務において、十分な実績(目安として過去3年程度)を有していること。
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6)小城市暴力団排除条例(平成24年条例第8号)第6条の規定に該当しないこと。
- (7)破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8)国税及び地方税の滞納がないこと。

5 提案手続

(1)手続の流れ

- | | |
|---|----------------------|
| ① 実施要領、仕様書の公告(本市) | 平成30年7月2日(月) |
| ② 質問書提出期間(提案者) | 平成30年7月2日(月)~25日(水) |
| ③ 空きスペース現地確認対応期間 | 平成30年7月18日(水)~25日(水) |
| ④ 質問書回答期間(本市) | 平成30年7月2日(月)~27日(金) |
| ⑤ 参加意思表明書提出締め切り(提案者) | 平成30年7月31日(火) |
| ⑥ 提案書・企画書等提出締め切り(提案者) | 平成30年8月15日(水) |
| ※5者以上の場合は、プレゼンテーション審査対象として書類選考で5者を選定する。 | |
| ⑦ 審査対象選定通知(本市) | 平成30年8月17日(金) |
| ⑧ プレゼンテーション・ヒアリング審査(提案者、本市) | 平成30年8月22日(水) |
| ⑨ 審査結果通知(本市) | 平成30年8月24日(金) |

(2)各手続詳細

- ① 実施要領および仕様書・様式等の公告
ア 期間 平成30年7月2日(月)午後1時から平成30年8月15日(水)午後5時まで

イ 場 所 小城市ホームページ

② 参加意思表明書の提出

ア 期 限 平成 30 年 7 月 31 日(火)午後 5 時まで

イ 提出方法 持参若しくは郵送による(郵送の場合は事前連絡の上、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法により、期限までに必着)

ウ 場 所 〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
小城市役所 総務部 総合戦略課

エ 提出物

・参加意思表明書(様式第 1 号) 1 部

③ 提案書・企画書・見積書・証明書等の提出

ア 期 限 平成 30 年 8 月 15 日(水)午後 5 時まで

イ 提出方法 原則持参。(持参できない理由がある場合は、事前連絡の上、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法により、期限までに必着)

ウ 場 所 〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
小城市役所 総務部 総合戦略課

エ 提出物

・提案書(様式第 3 号) 1 部

・応募団体の概要(定款、決算書、パンフレット等) 10 部

・見積書(形式は問わない) 正本 1 部、副本 9 部

・企画書及び工程計画表(形式は問わない) 正本 1 部、副本 9 部

・事業実績書及び類似契約実績書(形式は問わない) 正本 1 部、副本 9 部

・国税及び地方税の納税証明書(様式その 3 の 3: 法人税と消費税及地方消費税の証明)

・印鑑証明書(写し可、証明内容が申請時の現状を証明するもの)

・登記簿謄本または履歴事項全部証明書(写し可、本店の所在地を管轄する法務局で発行されるもの)

※見積書は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載し、積算根拠の具体的な内訳を明らかにしたものとする。

※地方税の納税証明書に関しては、佐賀県内または小城市内に事業所を有する場合に限る。

④ 書類審査(5 者以下の場合実施しない)

提出された企画書、見積書等について審査を行う。(平成 30 年 8 月 16 日(木)予定)

⑤ 書類審査結果の通知

5 者以上の場合は、提案者の提案内容を選定方法に基づき評価を行い、評点の高い 5 者をプレゼンテーション審査対象として選定及び通知する。

⑥ プレゼンテーション・ヒアリング審査

提出された企画書に従いプレゼンテーションとデモンストレーションを行うこと。1 者あたりの発表時間(プレゼンテーションとデモンストレーション)は 20 分以内、ヒアリング(質疑応答)の時間は 15 分程度とする(計 40 分以内)。参加者は 3 名まで(業務に携わる者で業務内容に精通した者)とする。プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市役所が用意する。プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。(平成 30 年 8 月 22 日(水)を予定)

⑦ 審査結果の通知

提案者の提案内容を選定方法に基づき評価を行い、評点の最も高い者 1 者を最優先交渉権者として選定する。1 者の場合もプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施するものとする。選定の結果は、電子メール又は電話によって担当者に連絡する。(平成 30 年 8 月 24 日(金)を予定)

6 提案に関する問い合わせ

<仕様書に関する疑義について>

(1)問い合わせ先

仕様書の内容に関する疑義・質問については様式第2号により、電子メールでのみ受け付ける。上記以外の問い合わせや直接の問い合わせは禁止する。

電子メール:sogosenryaku@city.ogi.lg.jp

(2)回答方法

提案参加申請者全員(担当者)に対し電子メールで回答する。

(3)受付期間

平成 30 年 7 月 2 日(月)午後 1 時から

平成 30 年 7 月 25 日(水)午後 0 時まで

(4)回答期間

平成 30 年 7 月 2 日(月)から

平成 30 年 7 月 27 日(金)午後 1 時までに回答する。

7 提案参加の辞退

参加申込後であっても提案を辞退することができる。その場合は、平成 30 年 8 月 15 日(水)午後 5 時までにその旨を記載した文書にて問い合わせ先まで提出すること。なお、提案を辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響しない。

8 選定方法

(1) 選定委員会

事業者の選定は、小城市子育てオフィス実証事業業務委託候補者選定委員会が行う。

(2) 評価の方法

提案の内容から採点する。

(3) 配点

各評価項目の最高配点は下記のとおり。ただし提案内容によって減点する。

表1

項番	項目	点数(計 100 点)
1.	法人が仕様書の目的に掲げる理念を理解し、本業務に携わるための基本的な業務内容や資格等を有しているか。	5
2.	本業務を遂行する上で、プロジェクト責任者または担当者が十分な経験・実績を有しているか。	10
3.	本業務を遂行可能と判断できる実施体制がとられているか。	5
4.	法人及びプロジェクト責任者において過去に同種の業務を行った実績があるか。	10
5.	整備するオフィスや、設置する設備・機器・システム等について具体的な提案となっており、仕様書の要件や関連法令を満たしているか。	10
6.	拠点において、見守り保育スタッフ・テレワーカー等の雇用見込みや配置、行われる業務の受注について明確な見通しがあり、子どもと一緒に出勤することが可能で、柔軟な働き方ができる提案となっているか。	10
7.	事業の実実施スケジュールは妥当であり、検証の期間は十分に確保されているか。	10
8.	本事業終了後も継続的・自立的に拠点を運用することが可能であるとの見通しが明確か。	10
9.	地元企業と連携し、子育てオフィスの仕事を生み出すことに意欲的か。	10
10.	詳細で具体的な見積もりで設定金額をクリアしているか。	10
11.	本事業の遂行に対する熱意・能力が感じられ、事業効果を高める具体的な提案となっているか。	10

9 参加にあたっての確認事項

以下の点を確認頂き、了承頂いた上で提案に参加すること。

(1) 本提案書作成にかかる費用については、すべて提案者の負担とする。

(2) 不確定要素が多々ある中であっても、提案者の経験やノウハウ等を最大限活用し、具体的に実効性のある提案書を提出すること。

- (3) 本実施要領に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- (4) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って履行できる内容とすること。
- (5) 審査経過に関する質問等は一切回答しない。
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査終了後希望があれば、希望者が所属する提案団体の合計点に限り公開する。
- (7) 失格事項
- 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。
- ア 参加意思表明書及び提案書等に虚偽の記入をした者。
- イ 公告日現在において応募資格がなく提案書等を提出したもの又は本公告日から委託契約の前日までの間に、応募資格を有しなくなった者。
- ウ 参加意思表明書及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者。
- エ 提案書等を複数案提出した者。
- オ 提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者。
- カ その他、選定委員会が不適格と認めた者。
- (8) 提案書等の取扱い
- ア 提出後の提案書等の追加、修正、差し替え等はいできない。
- イ 提案書等は返却しない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しない。
- エ 提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがある。
- (9) その他
- ア 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、小城市情報公開条例(平成 17 年条例第 7 号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- イ 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

様式第 1 号

参加意思表明書

平成 年 月 日

小城市長 江里口 秀次 様

小城市子育てオフィス実証事業業務委託公募型プロポーザルに応募したいので、「小城市子育てオフィス実証事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加意思表明書を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び小城市暴力団排除条例（平成 17 年条例第 7 号）第 6 条の規定に該当しない者であることを誓約します。

商号 又は 名称	
住所 (所在地)	
代表者	⑩
担当者 職・氏名	
電話番号	
E-mail	

様式第2号

質 問 書

平成 年 月 日

住 所：

商号・名称：

担当者名：

電話番号：

電子メールアドレス：

No	仕様書の項目	質 問 内 容

※ 質問書及び回答書の送受信はメールにてお願いします。

様式第3号

「小城市子育てオフィス実証事業業務委託」提案書

平成 年 月 日

小城市長 江里口 秀次 様

住 所 _____

商号又は名称 _____ 印

小城市が実施する小城市子育てオフィス実証事業業務委託公募型プロポーザルに応募したので、「小城市子育てオフィス実証事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、下記書類を添えて提案書を提出します。

記

- 1 応募団体の概要（定款、決算書、パンフレット等）
- 2 見積書
- 3 企画書及び工程計画表
- 4 事業実績書及び類似契約実績書
- 5 国税及び地方税の納税証明書
- 6 印鑑証明書
- 7 登記簿謄本または履歴事項全部証明書